

鶴 翔 会 会 則

(岡山医学同窓会会則)

設 立 昭和 7. 5. 8
最近の改正 平成15. 6. 7
平成16. 6. 5
平成18. 6. 3
平成20. 6. 7
平成23. 6. 4
平成24. 6. 2

(名 称)

第1条 本会は、鶴翔会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を密にし、学術の向上を図り、併せて母校の発展に尽くすことを目的とする。

(会 員)

第3条 会員は、会員、賛助会員及び名誉会員とする。

2 次の各号に掲げる者を会員とする。

一 岡山県医学校、第三高等中学校医学部、第三高等学校医学部、岡山医学専門学校、岡山医科大学、岡山医科大学附属医学専門部、岡山医科大学臨時附属医学専門部、岡山大学医学部医学科の卒業生並びに、岡山大学大学院医学研究科・医歯学総合研究科（医学系）及び医歯薬学総合研究科（医学系）の修了者

二 岡山大学医学部・大学院医歯薬学総合研究科（医学系）（前身の学校、大学等を含み、以下「本学」という。）の教授・准教授・講師及び助教（以下「教員」という。）

三 本学教員であった者

四 医学部医学科、大学院医歯学総合研究科（医学系）及び医歯薬学総合研究科（医学系）の学生

五 本学で研究及び診療（卒後臨床研修を含む）に従事している者又は従事したことがあるが、一号から四号に該当しない者

3 本会の目的に賛助し入会を希望する者で役員会の議を経た者を賛助会員とする。

4 本会のために尽くし、その功績顕著な者並びに本学の教授であった者を役員会の議を経て名誉会員とする。

5 会員が会則その他の規則に違反するなど本会の名誉を傷つけた場合は、役員会及び総会の議を経て除名することができる。

(役員及び任務)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 会務を総理し、本会を代表する。

副会長 3名 会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代る。

幹 事若干名 会長を補佐し、会務を処理する。

監 事 2名 会務を監査する。

(役員を選出及び任期)

第5条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

2 会長は、岡山大学医学部長又は医学科の学科長をもってあてる。

3 副会長のうち2名は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長（医学系）又は副研究科長（医学系）及び岡山大学病院長をもってあて、他の1名は評議員の互選により、総会の議を経て会長が委嘱する。

4 幹事及び監事は、評議員の互選により、会長が委嘱する。

5 互選された役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、任期終了後においても後任者が決定されるまでの間、その会務を行う。

(名誉会長)

第6条 多年本会のために尽しその功労顕著な者を役員会に附議して、名誉会長に推薦することがある。

(評議員)

第7条 評議員は、次の各号に掲げる者について、会長が委嘱する。

- 一 岡山市又はその附近在住会員若干名並びに医学部医学科卒業のクラス委員又はクラス委員が推薦する者。ただし、次の第二号及び第三号の者を除く。
- 二 支部代表者各1名
- 三 本学の教授及び准教授

(会議)

第8条 本会の会議は、役員会、評議員会及び総会とし、評議員会及び総会は年1回、役員会は必要に応じて開催する。

- 2 役員会は、役員をもって組織し、会務をつかさどる。
- 3 評議員会は、評議員をもって組織し、会長の諮問に応ずる。
- 4 総会は、第3条の会員をもって組織し、本会の重要事項を審議する。
- 5 会議は、すべて会長が招集し、その議長となる。

(事業)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦、連絡調整に関する事業
- 二 学術向上に関する事業
- 三 本学の行事への援助に関する事業
- 四 会報及び会員名簿の発刊に関する事業
- 五 その他目的達成のために必要な事業

(会計)

第10条 本会の会計は、入会金及び会費並びに寄付金をもってこれにあてる。

- 2 医学部医学科学生、他学出身の大学院医歯薬学総合研究科(医学系)学生及び第3条第2項第五号に定める会員は、入会の際、入会金として10,000円を納めるものとする。
- 3 会員は、会費として、年額3,000円を納めるものとする。但し、一時に25年分の会費を納めた場合は、以後の会費を徴収しない。
- 4 前項の規定に拘らず医学部医学科及び大学院医歯薬学総合研究科医歯科学専攻(医学系)の学生は、在学中の会費として入学の際、1,000円を納めるものとする。
なお、卒業の際、向こう10年間の会費を前払いすることができる。但し、その額は24,000円とし、卒業時のみ適用とする。
- 5 賛助会員の入会金及び会費については、第3条第3項に定める役員会の議において定める。
- 6 会員が77歳に達したときは、本人の申し出により会費を免除することができる。
- 7 名誉会長及び名誉会員からは、会費を徴収しない。
- 8 入会金及び会費の変更については、役員会及び評議員会の議を経て総会において決定する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(構成)

第12条 本会は、本部を岡山大学医学部内に設置する。

- 2 本部には事務局を設け、専任職員を置く。

第13条 本会は、必要な地に支部を設置する。支部に代表者を置く。

第14条 会員は、住所、職業等に異動が生じたときは、その都度本部に通知するものとする。

(会則の変更)

第15条 会則の変更は、役員会、評議員会及び総会に諮って、会長がこれを決定する。

附 則

この会則は、平成15年6月7日に施行し、平成15年4月1日から適用する。

この会則は、平成16年6月5日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

この会則は、平成18年6月3日から施行する。

この会則は、平成20年6月7日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

この会則は、平成23年6月4日から施行する。

この会則は、平成24年6月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。